2017年4月 作成

都市計画法第36条完了届出から開発検査済証までの流れ

交野市の32条検査
（開発調整課・道路河川課・下水道課等市で検査を行います。）

※中間・竣工検査申請書【様式第8号】提出
※検査日は事前予約が必要です。

↓

都市計画法第36条届出書受付

・２部提出。（大阪府用に１部経由印を押し返却し ます。）
・公共・公益施設寄附申込書【様式第9号】提出

↓

36条届出書経由

↓

大阪府の完了検査
（大阪府の検査　開発調整課立会）

『工事確認報告書』発行の主な条件

- **32条内容の確認、現場の完了**
- **公共・公益施設寄附申込書【様式第9号】提出**
  （※抵当権抹消後の謄本要）
- 道路占用、道路使用、工事写真等提出【道路河川課】
- 公共下水道接続協議工事完了届提出【下水道課】
- 汚水排水施設移管申請書提出【下水道課】
- その他必要と認める書類提出

※『工事確認報告書』発行

↓

大阪府に提出

↓

開発検査済証発行

※開発区域内で建築確認申請を提出される際には
開発検査済証の写しを添付してください。

↓

完了公告

↓

完了公告翌日を起因日として
所有権移転

所有権移転（地目変更）登記は交野市が行ないます。

問い合わせ先　　交野市都市計画部開発調整課